

富山大学学寮規則

平成24年12月25日制定
平成26年3月4日改正
平成26年4月24日改正
平成26年6月24日改正
平成27年4月1日改正
令和元年9月24日改正
令和2年3月24日改正
令和7年4月18日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第83条第2項の規定に基づき国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の寄宿舍の管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 寄宿舍は、本学の学生に良好な生活と勉学の間を提供することにより充実した学生生活に資することを目的とする。

(寄宿舍の名称)

第3条 寄宿舍の名称は、富山大学新樹寮（以下「新樹寮」という。）という。

(管理運営)

第4条 新樹寮の管理運営責任者は学長とする。

- 2 管理運営責任者を補佐する者として、管理運営担当者を置き、副学長（学生支援担当）又は学長補佐（学生支援担当）をもって充てる。
- 3 管理運営担当者は、寮長と称する。

(管理人)

第5条 新樹寮に、管理人を置く。

- 2 管理人は、新樹寮の管理に関する業務を行う。

(入寮資格)

第6条 新樹寮は、本学の学部学生及び大学院学生（以下「学生」という。）に限り入寮できるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、富山大学外国人留学生規則第2条第1項第5号及び第6号に規定する者（以下「特別聴講学生等」という。）の入寮を認めることがある。

(入寮定員)

第7条 新樹寮の入寮定員は、別表のとおりとする。

(入寮許可期間)

第8条 入寮許可期間は、原則として、入寮を許可された日から当該学生の最短修業年限終了の日を超えないものとする。ただし、3月に退寮する場合にあつては、原則として富山大学学位記授与式の翌日までとする。

2 学長が特別の事由があると認めた場合には、この期間を短縮又は1年以内を限度として延長することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特別聴講学生等の入寮許可期間は、別に定める。

(新規渡日の外国人留学生の宿泊の特例)

第9条 入寮の許可を受けた新規渡日の外国人留学生が、入寮許可日以前に宿泊を希望する場合には、学長は宿泊を許可することができる。

2 前項の宿泊許可期間は2週間以内とし、その期間の寄宿料を免除する。

(入寮の選考及び許可)

第10条 入寮を希望する学生は、次に掲げる書類を、学長に提出しなければならない。

(1) 入寮願

(2) 家庭状況調書

(3) 家庭の所得を証明する書類

2 入寮者の選考は、次の事項を考慮し、別に定める新樹寮入寮者選考基準により行う。

(1) 経済状況

(2) 自宅からの通学の可否

(3) 健康状態

(4) その他特別な事由

3 入寮の許可は、学長が行う。

4 入寮を許可された者は、所定の入寮誓約書を保証人連署のうえ学長に提出しなければならない。

5 前4項の規定にかかわらず、特別聴講学生等が入寮を希望する場合の選考及び許可については、別に定める。

(入寮手続)

第11条 入寮を許可された学生は、指定された期間内に入寮手続を行い、入寮しなければならない。

2 入寮を許可された学生が、正当な理由がなく、指定された期日までに入寮手続を完了しないとき若しくは指定された期間内に入寮しないとき又は入寮の申請に当たって虚偽の事実を記載したことが判明したときは、学長は入寮の許可を取消すことがある。

(寄宿料の額)

第12条 寄宿料の額は、富山大学における授業料その他の費用に関する規則(平成17年10月1日制定)の定めるところによる。

2 寄宿料は、毎月所定の期日までに当月分を本学が指定する者に納めなければならない。

3 入寮、退寮の日が月の中途である場合においても、1月分を納めなければならない。た

だし、特別聴講学生等は除く。

4 既納の寄宿料は、返還しない。

5 特別聴講学生等は、富山大学における授業料その他の費用に関する規則第8条の2に定める寄宿料を、所定の期日までに本学が指定する者に納めなければならない。

(必要経費の負担)

第13条 寮生は、寄宿料のほか、寮生活を営むに必要な電気、ガス、水道等の経費（以下「必要経費」という。）を負担しなければならない。ただし、特別聴講学生等は負担を要しない。

2 寮生は、必要経費について、毎月所定の期日までに、本学の指定する者に納めなければならない。

(寄宿料の免除)

第14条 経済的な理由により、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、本人の申請に基づき、富山大学教育・学生支援機構学生支援センター会議（以下「センター会議」という。）の意見を聴いて、学長が寄宿料の全額又は半額を免除することができる。

2 寄宿料の免除については、富山大学授業料等免除及び徴収猶予に関する内規（平成18年4月1日制定）及び別に定めるところによる。

(保証金)

第15条 前条により入寮を許可された者は、入寮の際に別に定める保証金を納めなければならない。

2 保証金は、退寮の際に原状回復に要する経費等（居室の原状回復費、未払いの寄宿料及び未払いの必要経費。）を除き返還する。

(退寮)

第16条 退寮を希望する寮生（特別聴講学生等を含む。）は、退寮希望日の1月前（特別聴講学生等にあつては、退寮予定日の1週間前）までに所定の退寮願を学長に提出しなければならない。

2 退寮した者は、退寮後6月以内に再入寮することはできない。

第17条 寮生が次の各号の一に該当するときは、学長は速やかに退寮を命ずるものとする。

(1) 本学の学生の身分を失ったとき。

(2) 第8条に定める入寮許可期間を超えたとき。

(3) 6月を超えて休学するとき。

2 寮生が次の各号の一に該当するときは、学長は、センター会議の意見を聴いて、退寮を命ずることができる。

(1) 寄宿料及び寮生が負担すべき必要経費の納付を怠り、3月以上滞納したとき。

(2) 3月を超える停学処分を受けたとき。

(3) 医師により、疾病その他の保健衛生上共同生活に適さないと認められたとき。

(4) 新樹寮の秩序又は風紀を乱し、他の寮生に著しく迷惑を及ぼす行為があったと認められたとき。

(5) その他この規則に違反し、新樹寮の管理運営上著しく支障をきたす行為があったとき。
(退寮時等の点検)

第 18 条 寮生は、退寮時又は転室時に、居室及び居室に附属する設備及び備品等について、寮長が指定する者の点検を受け原状回復するものとする。

(居室の転室及び備品等の管理)

第 19 条 寮生は、寮長の許可なく転室してはならない。

2 寮生は、居室に附属する設備及び備品等について善良な居住者として使用し、無断で廃棄・移動等を行ってはならない。

(特別聴講学生等への準用)

第 20 条 第 11 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条及び第 19 条の規定は、特別聴講学生等に準用する。

(新樹寮の施設利用)

第 21 条 寮長は、寮生以外の者から特別な理由により、施設利用の申し出があったときは、所定の条件を付して許可することがある。

2 前項により、許可された者は、国立大学法人富山大学不動産貸付事務取扱細則に定める手続きを経なければならない。

(保健衛生)

第 22 条 寮長は、新樹寮内に厚生労働省で定める感染症が発生した場合は、直ちに文部科学省等で定める処置をしなければならない。

(事務)

第 23 条 新樹寮に関する事務は、関係部署の協力を得て、学務部学生支援課が行う。

(雑則)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、新樹寮に関し必要な事項は、センター会議の意見を聴いて、寮長が定める。

附 則

1 この規則は、平成 24 年 12 月 25 日から施行する。

2 富山大学学寮規則(平成 21 年 10 月 20 日制定)は廃止する。

3 平成 22 年 4 月 1 日の前日までに入寮している寮生についての入寮許可期間は、第 12 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該寮生が 3 月に退寮する場合にあっては、原則として富山大学学位記授与式の翌日までとする。

4 この規則施行後、最初に選出等される第 7 号第 1 項第 2 号及び第 3 号の委員の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、平成 26 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 18 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表

1 入寮定員

棟名	入寮定員	居室の タイプ	収容人数 (室数)	男女の別
A	95	S I	95 (95 室)	男子
B	51	S I	51 (51 室)	男子
C	59	S I	59 (59 室)	男子
D	67	S I	67 (67 室)	女子
E	42	S II	30 (30 室)	女子
		D I	12 (6 室)	

2 タイプ別態様

タイプ名称	個室・2 人部屋の別	広さ (㎡)
S I	個室	約 1 3
S II	個室	約 2 0
D I	2 人部屋	約 2 5

※2 人部屋は、姉妹 2 人又は 1 人での入居を可とする。